

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 令和3年6月北九州市議会定例会の招集【総務局総務部総務課】2
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】3
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】4

◇ 公 告

- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【保健福祉局健康医療部保険年金課】5

◇ 上下水道局

- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】8
- 指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出【上下水道局水道部配水管理課】9
- 排水設備指定工事店の指定の取消し【上下水道局下水道部下水道計画課】10
- 一般競争入札による市有財産の貸付け【上下水道局総務経営部広域事業課】11

北九州市告示第 2 2 2 号

令和 3 年 6 月北九州市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 3 年 6 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 期日 令和 3 年 6 月 8 日
- 2 場所 北九州市議会議事堂

北九州市告示第 2 2 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 6 9 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 6 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 病院又は診療所（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
医療法人ヤマヂ歯科・矯正歯科クリニック	北九州市小倉北区中井五丁目 4 番 2 6 号	令和 3 年 6 月 1 日

2 薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
株式会社アクア薬局	北九州市小倉南区葛原本町一丁目 1 番 1 1 号ビッグファミリー葛原Ⅱ	令和 3 年 6 月 1 日
おおはた薬局	北九州市八幡西区幸神二丁目 1 番 2 7 号	令和 3 年 6 月 1 日

北九州市告示第 224 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第 69 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 6 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
たいよう薬局	旧	北九州市八幡西区西曲里町 8 番 10 号	令和 3 年 5 月 1 日
	新	北九州市八幡西区鷹の巣二丁目 5 番 5 号 1 F	

北九州市公告第379号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年6月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

- (1) 業務名 国民健康保険市町村標準事務処理システムフィットアンドギャップ調査業務
- (2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 委託契約締結の日から令和3年12月28日まで
- (4) 履行場所 北九州市の指示する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
 - ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市保健福祉局健康医療部保険年金課
 - イ 期間 この公告の日から令和3年6月9日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

- (3) 入札に参加するための要件等
- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。
 - イ 入札参加申込みは、所定の様式を持参又は郵送することにより行わなければならない。
- (4) 入札参加申込書を提出する場所及び期間
- ア 場所 第1号アの場所と同じ
 - イ 期間
 - (ア) 持参の場合
この公告の日から令和3年6月9日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
 - (イ) 郵送の場合
書留郵便で令和3年6月9日午後5時までに必着のこと。
- (5) 競争入札参加資格確認結果の通知 令和3年6月16日までに通知する。
- (6) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便で令和3年6月16日午後5時までに必着のこと。
- (7) 入札及び開札の場所及び日時
- ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室
 - イ 日時 令和3年6月17日午後1時30分
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市保健福祉局健康医療部保険年金課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2415

北九州市上下水道局告示第17号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月1日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
W-057	有限会社光喜工業	梶原万寿喜	北九州市若松区 鴨生田二丁目7 番3号	令和3年6 月1日
H-050	株式会社クラウ チ電機	藏内拓矢	北九州市八幡東 区山路松尾町2 9番10号	令和3年6 月1日

北九州市上下水道局告示第18号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年北九州市水道局管理規程第7号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月1日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	廃止年月日
H-027	姫野管工	姫野徳博	北九州市八幡東 区中尾一丁目2 5番1号	令和3年4 月15日

北九州市上下水道局告示第19号

北九州市下水道条例施行規程（平成24年北九州市水道局管理規程第37号）第10条第1項第1号の規定により、次のとおり排水設備指定工事店の指定を取り消した。

令和3年6月1日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

指定番号	工事店名 代表者	所在地	取消年月日
1008	合名会社田中兄弟 商会 田中研兒	北九州市門司区東本 町二丁目3番7号	令和3年5月31日
3060	清水管工 清水正明	北九州市小倉南区安 部山2番1号	令和3年5月31日
3088	広工 小川 明	北九州市小倉南区中 曾根四丁目14番1 号	令和3年5月31日
5039	有限会社サン住宅 設備 太田 実	北九州市八幡東区尾 倉一丁目5番23号	令和3年5月31日
6087	岡田設備 岡田邦夫	北九州市八幡西区永 犬丸西町二丁目4番 7号	令和3年5月31日
7019	有限会社洞海設備 工業 是永真一	北九州市戸畑区沖台 一丁目6番7号	令和3年5月31日
8029	塩田設備 塩田 博	福岡県遠賀郡芦屋町 幸町7番5号	令和3年5月31日

北九州市上下水道局公告第67号

市有財産を一般競争入札により貸し付けるので、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年6月1日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 貸し付ける物件

- (1) 名称 戸畑ポンプ場雨水滞水池上部用地
 - ア 所在地 北九州市戸畑区川代二丁目31番2のうち
 - イ 貸付面積 455.48平方メートル
 - ウ 最低価格 月額4万2,000円
- (2) 名称 鳥旗ポンプ場跡地
 - ア 所在地 北九州市戸畑区銀座二丁目28番1
 - イ 貸付面積 610.62平方メートル
 - ウ 最低価格 月額7万4,000円
- (3) 名称 弁天ポンプ場跡地
 - ア 所在地 北九州市戸畑区初音町156番及び177番
 - イ 貸付面積 2,246.5平方メートル
 - ウ 最低価格 月額32万9,000円
- (4) 名称 前田ポンプ場跡地
 - ア 所在地 北九州市八幡東区前田一丁目2番1
 - イ 貸付面積 478.93平方メートル
 - ウ 最低価格 月額8万7,000円

2 貸付条件

- (1) 貸付期間
令和3年8月1日から令和8年7月31日まで
- (2) 使用上の制限
 - ア 共通事項
 - (ア) 対象物件を駐車場以外の用途に使用しないこと。
 - (イ) 貸付けに基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸し等をしてしないこと。
 - (ウ) 対象物件を市の事業に供する必要が生じたときは、賃貸借契約期間中であっても、契約を解除できることとする。ただし、緊急を要

する場合を除き、1箇月前までに通知する。

イ 戸畑ポンプ場雨水滞水池上部用地

(ア) 敷地内には一切工作物を設置しないこと。

(イ) 通路と出入り口部分は、用地管理用の駐車スペースを使用する車との共用スペースとする。

ウ 鳥旗ポンプ場跡地

一定の工作物は設置することが可能であるが、大きさ、設置箇所等に制限があるので、事前に市と協議すること。

エ 弁天ポンプ場跡地

一定の工作物は設置することが可能であるが、大きさ、設置箇所等に制限があるので、事前に市と協議すること。

オ 前田ポンプ場跡地

敷地内には一切工作物を設置しないこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局総務経営部広域事業課

(2) 期間

この公告の日から令和3年6月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

4 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間

前項の場所及び期間において無償で交付する。

5 入札の参加申込書を受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局総務経営部広域事業課

(2) 期間

令和3年6月2日から同月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

令和3年6月23日

ア 戸畑ポンプ場雨水滞水池上部用地 午前10時

イ 鳥旗ポンプ場跡地 午前10時30分

ウ 弁天ポンプ場跡地 午前11時

エ 前田ポンプ場跡地 午前 11 時 30 分

(2) 開札日時

入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号

小倉北区役所庁舎西棟地下 2 階第 1 入札室

7 入札に参加することができる者の資格

次の要件を全て満たす地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 5 に規定する法人であること。

(1) 北九州市内に本店又は支店若しくは営業所があること。

(2) 健全な経営を行っていること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続をしていないこと。

(4) 北九州市が行う指名競争入札に関する指名停止をされていないこと。

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。

(7) 国税及び北九州市税の滞納がないこと。

(8) 北九州市上下水道局契約規程において準用する北九州市契約規則第 2 条に該当する者ではないこと。

8 入札保証金

(1) 1 物件につき 5 万円とする。ただし、北九州市上下水道局契約規程の規定において準用する北九州市契約規則第 5 条第 7 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、北九州市上下水道局に帰属する。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 最低価格を下回る価格によるもの。

(2) 参加資格のない者が入札したもの、又は権限を証する書面の確認を

受けない代理人が入札したもの。

- (3) 指定の日時までに参加申込書を提出しなかったもの。
- (4) 参加資格者の記名押印がないもの。
- (5) 本市が交付した入札書を用いずに提出したもの。
- (6) 同一の入札審査について、参加資格者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部のもの。
- (7) 同一の入札審査について、参加資格者及びその代理人がそれぞれ入札をしたときは、その双方のもの。
- (8) 同一の入札審査について、他の参加資格者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人として入札したときは、その全部のもの。
- (9) 入札価格又は参加資格者の氏名、その他主要部分が識別し難いもの。
- (10) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- (11) 入札に関し、不正な行為を行った者がしたもの。
- (12) その他入札に関する条件に違反したもの。

10 入札の中止

- (1) 特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。
- (2) 前号の場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市上下水道局は、補償の責めを負わない。

11 入札等に係る問い合わせ先

北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市上下水道局総務経営部広域事業課
電話 093-582-3141